

平成19年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

老人保健特別会計

介護保険特別会計

公共下水道事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

温泉事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第32号

平成19年度能美市一般会計予算

平成19年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,658,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年3月5日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		7,424,260
	1 市民税	3,175,590
	2 固定資産税	3,270,368
	3 軽自動車税	76,100
	4 市たばこ税	318,200
	5 鉱産税	1
	6 特別土地保有税	1
	7 入湯税	12,000
	8 都市計画税	572,000
2 地方譲与税		270,000
	1 自動車重量譲与税	200,000
	2 地方道路譲与税	70,000
	△ 所得譲与税	0
3 利子割交付金		31,000
	1 利子割交付金	31,000
4 配当割交付金		22,000
	1 配当割交付金	22,000

(単位：千円)

款	項	金額
5 株式等譲渡所得割交付金		17,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	17,000
6 地方消費税交付金		470,000
	1 地方消費税交付金	470,000
7 ゴルフ場利用税交付金		50,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	50,000
8 自動車取得税交付金		157,000
	1 自動車取得税交付金	157,000
9 地方特例交付金		68,000
	1 地方特例交付金	28,000
	2 特別交付金	40,000
10 地方交付税		4,200,000
	1 地方交付税	4,200,000
11 交通安全対策特別交付金		9,000
	1 交通安全対策特別交付金	9,000
12 分担金及び負担金		726,912
	1 分担金	29,522

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 負 担 金	6 9 7, 3 9 0
13 使用料及び手数料		3 7 3, 0 3 1
	1 使 用 料	3 4 9, 9 6 3
	2 手 数 料	2 3, 0 6 8
14 国庫支出金		1, 2 8 7, 2 9 8
	1 国庫負担金	5 6 7, 3 8 8
	2 国庫補助金	7 1 0, 4 9 0
	3 国庫委託金	9, 4 2 0
15 県支出金		8 9 7, 6 5 5
	1 県負担金	3 4 7, 8 0 0
	2 県補助金	3 9 4, 5 2 3
	3 県委託金	1 5 5, 3 3 2
16 財産収入		8 4, 5 2 0
	1 財産運用収入	2 8, 0 1 0
	2 財産売払収入	5 6, 5 1 0
17 寄附金		2 2, 9 7 9
	1 寄附金	2 2, 9 7 9

(単位：千円)

款	項	金額
18 繰入金		981,377
	1 基金繰入金	981,377
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		434,368
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	10
	3 貸付金元利収入	288,707
	4 雑入	145,649
	△ 受託事業収入	0
21 市債		2,031,600
	1 市債	2,031,600
歳入	合計	19,658,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		229,851
	1 議会費	229,851
2 総務費		1,697,595
	1 総務管理費	1,360,705
	2 徴税費	222,534
	3 戸籍住民基本台帳費	60,630
	4 選挙費	47,886
	5 統計調査費	3,701
	6 監査委員費	2,139
3 民生費		5,367,118
	1 社会福祉費	2,211,817
	2 児童福祉費	3,018,352
	3 生活保護費	136,909
	4 災害救助費	40
4 衛生費		1,549,702
	1 保健衛生費	757,061
	2 環境衛生費	184,822

(単位：千円)

款	項	金額
	3 清掃費	607,819
5 労働費		3,570
	1 労働費	3,570
6 農林水産業費		740,495
	1 農業費	597,576
	2 林業費	142,869
	3 水産業費	50
7 商工費		766,955
	1 商工費	766,955
8 土木費		3,266,441
	1 土木管理費	86,358
	2 道路橋りょう費	1,279,109
	3 河川費	41,591
	4 都市計画費	1,810,947
	5 住宅費	48,436
9 消防費		462,505
	1 消防費	462,505

(単位：千円)

款	項	金額
10 教育費		2,494,730
	1 教育委員会費	234,857
	2 小学校費	461,077
	3 中学校費	447,755
	4 幼稚園費	352
	5 社会教育費	813,535
	6 保健体育費	537,154
11 災害復旧費		500
	1 災害復旧費	500
12 公債費		3,050,718
	1 公債費	3,050,718
13 諸支出金		17,820
	1 基金費	17,820
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出	合計	19,658,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
辰口中学校建設事業	平成20年度か ら平成21年度 まで	860,000千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
県営土地改良事業負担金	35,200	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
道路整備事業債（林道）	14,400			
臨時地方道整備事業債	253,700			
地方特定道路整備事業債	77,300			
交通安全施設等整備事業債	15,100			
小松インター線整備事業債	114,000			
上清水下徳山線整備事業債	42,200			
下清水出口線整備事業債	57,000			
北中央線整備事業債	4,200			
道林高坂線整備事業債	7,600			
福岡赤井線整備事業債	5,200			
赤井町8号線整備事業債	4,200			
市道第192号線整備事業債	41,800			
水辺環境整備事業債	13,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
地方特定道路整備事業債（街路）	90,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
中心街活性化事業債	241,000			
南中央線整備事業債	95,000			
小学校耐震補強事業債	75,600			
辰口中学校建設事業債	222,000			
市民交流ふれあい広場整備事業債	57,000			
臨時財政対策債	565,800			
計	2,031,600			

議案第33号

平成19年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成19年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,097,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成19年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

(能美市国民健康保険特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,262,200
	1 国民健康保険税	1,262,200
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		936,178
	1 国庫負担金	766,970
	2 国庫補助金	169,208
4 療養給付費等交付金		939,010
	1 療養給付費等交付金	939,010
5 県支出金		171,992
	1 県負担金	15,960
	2 県補助金	156,032
6 共同事業交付金		422,763
	1 共同事業交付金	422,763
7 財産収入		1,300
	1 財産運用収入	1,300
8 寄附金		10

(単位：千円)

款	項	金額
	1 寄附金	10
9 繰入金		362,847
	1 一般会計繰入金	225,847
	2 基金繰入金	137,000
10 繰越金		10
	1 繰越金	10
11 諸収入		680
	1 延滞金加算金及び過料	50
	2 預金利子	10
	3 雑入	620
歳入	合計	4,097,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		58,473
	1 総務管理費	45,653
	2 徴税費	12,520
	3 運営協議会費	300
2 保険給付費		2,585,276
	1 療養諸費	2,307,941
	2 高額療養費	240,485
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	22,050
	5 葬祭諸費	14,700
3 老人保健拠出金		757,000
	1 老人保健拠出金	757,000
4 介護納付金		211,577
	1 介護納付金	211,577
5 共同事業拠出金		454,836
	1 共同事業拠出金	454,836
6 疾病予防費		20,733

(単位：千円)

款	項	金額
	1 疾病予防費	20,733
7 基金積立金		1,300
	1 基金積立金	1,300
8 公債費		140
	1 公債費	140
9 諸支出金		6,165
	1 償還金及び還付加算金	3,540
	2 繰出金	2,625
10 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳出	合計	4,097,000

平成19年度能美市老人保健特別会計予算

平成19年度能美市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,924,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(能美市老人保健特別会計)

平成19年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		2,072,001
	1 支払基金交付金	2,072,001
2 国庫負担金		1,235,001
	1 国庫負担金	1,235,001
3 県支出金		308,751
	1 県支出金	308,751
4 繰入金		308,750
	1 一般会計繰入金	308,750
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		96
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	93
歳入	合計	3,924,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 医療諸費		3,924,500
	1 医療諸費	3,924,500
2 諸支出金		100
	1 償還金及び還付金	99
	2 繰出金	1
歳出	合計	3,924,600

平成19年度能美市介護保険特別会計予算

平成19年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ2,848,600千円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ12,600千円と定める。

- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- 3 サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、保険事業勘定300,000千円、サービス事業勘定5,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険事業勘定の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		511,630
	1 介護保険料	511,630
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		624,502
	1 国庫負担金	468,610
	2 国庫補助金	155,892
4 支払基金交付金		844,010
	1 支払基金交付金	844,010
5 県支出金		412,410
	1 県負担金	402,910
	2 県補助金	9,500
6 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		455,493

(単位：千円)

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	455,493
9 繰越金		10
	1 繰越金	10
10 諸収入		515
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 預金利子	10
	3 受託事業収入	10
	4 雑入	465
歳入	合計	2,848,600

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		54,386
	1 総務管理費	19,700
	2 徴収費	6,726
	3 介護認定審査会費	27,960
2 保険給付費		2,682,000
	1 介護サービス等諸費	2,429,514
	2 介護予防サービス等諸費	137,340
	3 その他諸費	3,306
	4 高額介護サービス等費	31,320
	5 特定入所者介護サービス等費	80,520
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		73,209
	1 介護予防事業費	50,876
	2 包括的支援事業・任意事業	22,333
5 基金積立金		10
	1 基金積立金	10

(単位：千円)

款	項	金額
6 公債費		38,545
	1 公債費	78
	2 財政安定化基金償還金	38,467
7 諸支出金		240
	1 償還金及び還付加算金	240
8 予備費		200
	1 予備費	200
歳出	合計	2,848,600

第 2 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		12,480
	1 介護予防サービス収入	12,480
2 繰入金		10
	1 一般会計繰入金	10
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		100
	1 預金利子	10
	2 雑入	90
歳 入	合 計	12,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		9,903
	1 総務管理費	9,903
2 サービス事業費		2,597
	1 居宅サービス事業費	2,597
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	12,600

議案第36号

平成19年度能美市公共下水道事業特別会計予算

平成19年度能美市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,762,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,000千円と定める。

平成19年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

(能美市公共下水道事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		151,501
	1 負担金	151,501
2 使用料及び手数料		686,686
	1 使用料	686,675
	2 手数料	11
3 国庫支出金		325,000
	1 国庫補助金	325,000
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		1,089,600
	1 一般会計繰入金	1,050,000
	2 基金繰入金	39,600
7 繰越金		10
	1 繰越金	10
8 諸収入		49,202
	1 預金利子	1
	2 雑入	49,201

(単位：千円)

款	項	金額
9 市 債		4 6 0, 0 0 0
	1 市 債	4 6 0, 0 0 0
歳 入	合 計	2, 7 6 2, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		1,354,233
	1 事業費	1,354,233
2 公債費		1,407,767
	1 公債費	1,407,767
歳出	合計	2,762,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	(千円) 15,500	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
公共下水道事業債	444,500			
計	460,000			

議案第37号

平成19年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成19年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、40,000千円と定める。

平成19年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,000
	1 分担金	1,500
	2 負担金	1,500
2 使用料及び手数料		32,480
	1 使用料	32,479
	2 手数料	1
3 県支出金		17,910
	1 県補助金	17,910
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 繰入金		57,000
	1 一般会計繰入金	57,000
	△ 基金繰入金	0
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		8
	1 預金利子	1

(単位：千円)

款	項	金額
	2 雑 入	7
8 市 債		15,900
	1 市 債	15,900
歳 入	合 計	126,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		73,858
	1 事業費	73,858
2 公債費		52,442
	1 公債費	52,442
歳出	合計	126,300

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	(千円) 15,900	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
計	15,900			

議案第38号

平成19年度能美市温泉事業特別会計予算

平成19年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000千円と定める。

平成19年3月5日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10,114
	1 使用料	10,114
2 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		1
	1 預金利子	1
5 繰入金		4,470
	1 基金繰入金	4,470
歳入	合計	14,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 温泉事業費		14,600
	1 温泉事業費	14,600
歳出	合計	14,600

平成19年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		17,370戸
(2) 年間総給水量		7,650,000m ³
(3) 一日平均給水量		20,900m ³
(4) 主要な建設改良工事	1. 配水管整備事業	
	2. 配水管改良事業	
	3. 施設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款 水道事業収益	747,300千円
第1項 営業収益	746,800千円
第2項 営業外収益	500千円

(支出)

第1款 水道事業費用	797,100千円
第1項 営業費用	610,300千円
第2項 営業外費用	186,700千円
第3項 特別損失	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対して不足する額244,400千円は、当年度分損益勘定留保資金4,037千円、減債積立金125,877千円、建設改良積立金96,903千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,583千円で補てんするものとする。)

(収 入)		
第1款 資本的収入		390,400千円
第1項 企業債		361,900千円
第2項 工事負担金		2,450千円
第3項 分担金		22,550千円
第4項 雑収入		3,500千円
(支 出)		
第1款 資本的支出		634,800千円
第1項 建設改良費		400,400千円
第2項 企業債償還金		234,400千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	千円 361,900	証書借入 借入時期は平成19年度とする。 ただし工事の進捗状況等により起債 の全部又は、一部を翌年度に繰り越 して借り入れることができる。	% 5.0 以内	起債年度から据置期間を含めて30年以 内に償還する。
配水管改良事業				
施設改良事業				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第7条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

59,578千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、18,470千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業)	(種類)	(名称)	(数量)
1. 配水管改良事業	構築物	送水管 配水管	$\phi 300$ L= 784.0 m $\phi 300$ L= 740.0 m $\phi 150$ L= 372.0 m $\phi 75$ L= 90.0 m

平成19年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

平成19年度能美市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		9社
(2) 年間総給水量	辰口第一工業用水道	10,903,500m ³
	辰口第二工業用水道	3,202,120m ³
	根上地区工業用水道	3,040,000m ³
(3) 一日平均給水量	辰口第一工業用水道	29,790m ³
	辰口第二工業用水道	8,740m ³
	根上地区工業用水道	8,300m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 辰口第一工業用水道事業収益	89,600千円
第1項 営業収益	89,560千円
第2項 営業外収益	40千円
第2款 辰口第二工業用水道事業収益	98,000千円
第1項 営業収益	97,960千円
第2項 営業外収益	40千円
第3款 根上地区工業用水道事業収益	85,300千円
第1項 営業収益	85,220千円
第2項 営業外収益	80千円

支 出		
第1款	辰口第一工業用水道事業費用	80,000千円
第1項	営業費用	64,900千円
第2項	営業外費用	15,100千円
第2款	辰口第二工業用水道事業費用	75,300千円
第1項	営業費用	53,700千円
第2項	営業外費用	21,600千円
第3款	根上地区工業用水道事業費用	107,400千円
第1項	営業費用	82,500千円
第2項	営業外費用	24,900千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額156,700千円、過年度分損益勘定留保資金74,378千円、当年度分損益勘定留保資金48,972千円、減債積立金15,500千円、建設改良積立金14千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,550千円で補てんするものとする。)

(収 入)

なし

(支 出)

第1款	辰口第一工業用水道事業資本的支出	61,400千円
第1項	建設改良費	45,700千円
第2項	企業債償還金	15,700千円
第2款	辰口第二工業用水道事業資本的支出	75,800千円
第1項	建設改良費	30,800千円
第2項	企業債償還金	45,000千円
第3款	根上地区工業用水道事業資本的支出	19,500千円
第1項	建設改良費	0千円
第2項	企業債償還金	19,500千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりとする。

(1) 第6条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

16,145千円

(2) 交際費

100千円

(重要な資産の取得)

第7条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業)	(種類)	(名称)	(数量)
1. 辰口第一工業用水道事業	構築物	取水施設	1式
2. 辰口第二工業用水道事業	構築物	取水施設	1式

平成19年3月5日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

平成19年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

一般病床 103床、療養病床 40床(うち介護療養型医療施設 12床)

入院(年間)	39,080人	入院(1日平均患者数)	107人
外来(年間)	75,870人	外来(1日平均患者数)	279人

(2)介護老人保健施設

入所定員(短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
入所者(年間)	26,200人	入所者(1日平均利用者数)	72人
通所者(年間)	5,040人	通所者(1日平均利用者数)	19人

(3)デイサービスセンター

定員	30人		
通所者(年間)	6,400人	通所者(1日平均利用者数)	25人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業収益	2,090,000千円	第1款 病院事業費用	2,090,000千円
第1項 医業収益	1,874,579千円	第1項 医業費用	2,013,847千円
第2項 医業外収益	215,419千円	第2項 医業外費用	75,852千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	201千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	368,200千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	368,200千円
第1項 営業収益	367,764千円	第1項 営業費用	345,962千円
第2項 営業外収益	435千円	第2項 営業外費用	22,237千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円
第3款 デイサービスセンター事業収益	55,600千円	第3款 デイサービスセンター事業費用	55,600千円
第1項 営業収益	55,590千円	第1項 営業費用	55,597千円
第2項 営業外収益	9千円	第2項 営業外費用	2千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業資本的収入	158,733千円	第1款 病院事業資本的支出	356,231千円
第1項 企業債	47,300千円	第1項 建設改良費	50,000千円
第2項 出資金	108,807千円	第2項 企業債償還金	306,231千円
第3項 補助金	2,626千円		

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額197,498千円は過年度分損益勘定留保資金87,654千円及び当年度分損益勘定留保資金109,844千円で補てんする。

収 入		支 出	
第2款 介護老人保健施設資本的収入	0千円	第2款 介護老人保健施設資本的支出	29,454千円
		第1項 建設改良費	3,594千円
		第2項 企業債償還金	25,860千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,454千円は、過年度分損益勘定留保資金4,758千円、当年度分損益勘定留保資金17,954千円及び減債積立金6,742千円で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	47,300千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借りる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は 議会の議決を経なければならない。

(1)病 院	職員給与費	1, 096, 846千円	交際費	500千円
(2)介護老人保健施設	職員給与費	212, 859千円	交際費	150千円
(3)デイサービスセンター	職員給与費	33, 300千円	交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病 院	350, 000千円	救急医療の確保に要する経費	36, 826千円
		医師等の研究研修に要する経費	2, 096千円
		追加費用に要する経費	21, 897千円
		児童手当に要する経費	1, 260千円
		企業債償還利息に要する経費	40, 895千円
		高度医療に要する経費	98, 219千円
		元金償還に要する経費	108, 807千円
		経営安定に要する経費	40, 000千円
(2)介護老人保健施設	1千円	施設運営に要する経費	1千円
(3)デイサービスセンター	1千円	施設運営に要する経費	1千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病 院	477, 870千円
(2)介護老人保健施設	18, 155千円
(3)デイサービスセンター	1, 668千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
器械及び備品	輸血管理システム	一式	市立病院
	自動ジェット式超音波洗浄装置	一式	
	X線一般撮影装置	一式	
	超音波診断装置	一式	

平成19年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌次郎